

日本語学会会則（2019年10月26日改定）新旧対照表

【旧】	【新】
<p style="text-align: center;">日本語学会会則 1954年5月15日 制定</p> <p>(役員・委員)</p> <p>第5条 本会に次の役員・委員を置く。 会長1人，副会長1人，理事9人（会長・副会長を含む） 評議員50人 会計監査2人 委員若干人（事務局長・委員長を含む）</p> <p>2 <u>会計監査は本会の他のいかなる役員・委員も兼ねることができない。</u></p> <p>第7条 会長，副会長，理事の選出方法と任期は次のように定める。</p> <p>a 会長は，会長経験を有しない理事のうちから評議員の投票によって選出する。任期は3年とし，1期に限る。</p> <p>b 副会長は，会長経験を有しない理事のうちから会長が理事会の意見を徴した上で指名する。任期は3年とする。引き続き2期までの重任，および期を隔てての再任は妨げない。</p> <p>c 理事は，評議員のうちから評議員の投票によって選出する。任期は3年とする。引き続き2期までの重任，および期を隔てての再任は妨げない。</p> <p>(委員)</p> <p>第8条 委員は，会長の指示に従って，事務局・編集・大会企画運営・広報およびその他の会務を分担する。</p>	<p style="text-align: center;">日本語学会会則 1954年5月15日 制定 <u>2019年10月26日 改定</u></p> <p>(役員・委員)</p> <p>第5条 本会に次の役員・委員を置く。 会長1人，副会長1人，理事9人（会長・副会長を含む） 評議員50人 会計監査2人 委員若干人（事務局長・委員長を含む）</p> <p>2 <u>会計監査は評議員以外から選ぶ。</u></p> <p>第7条 会長，副会長，理事の選出方法と任期は次のように定める。</p> <p>a 会長は，会長経験を有しない理事のうちから評議員の投票によって選出する。任期は3年とし，1期に限る。</p> <p>b 副会長は，会長経験を有しない理事のうちから会長が理事会の意見を徴した上で指名する。任期は3年とする。引き続き2期までの重任，および期を隔てての再任は妨げない。</p> <p>c 理事は，評議員のうちから評議員の投票によって選出する。任期は3年とする。引き続き2期までの重任，および期を隔てての再任は妨げない。<u>ただし，会長経験を有する者は再任されない。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第8条 委員は，会長の指示に従って，事務局・編集・大会企画運営・広報・<u>選挙管理</u>，およびその他の会務を分担する。</p>

第9条 委員は、会員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第10条 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を議決する。

- a 会則の変更。
- b 会長・理事の選出，ならびに選出に関する規則の制定および変更。
- c 評議員および会計監査の選出に関する規則の制定および変更，ならびにその選出に関する選挙管理委員の選出。
- d その他理事会から提出する案件。

付則 この会則は2018年5月19日から施行する。

第9条 事務局・編集・大会企画運営・広報の委員は、会員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。選挙管理の委員は、次期非改選の評議員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第10条 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を議決する。

- a 会則の変更。
- b 評議員および会計監査の選出に関する規則の制定および変更。
- c 理事・会長の選出，ならびに選出に関する規則の制定および変更。
- d その他理事会から提出する案件。

付則 この会則は2018年5月19日から施行する。

付則 この会則は2019年10月26日から施行する。